

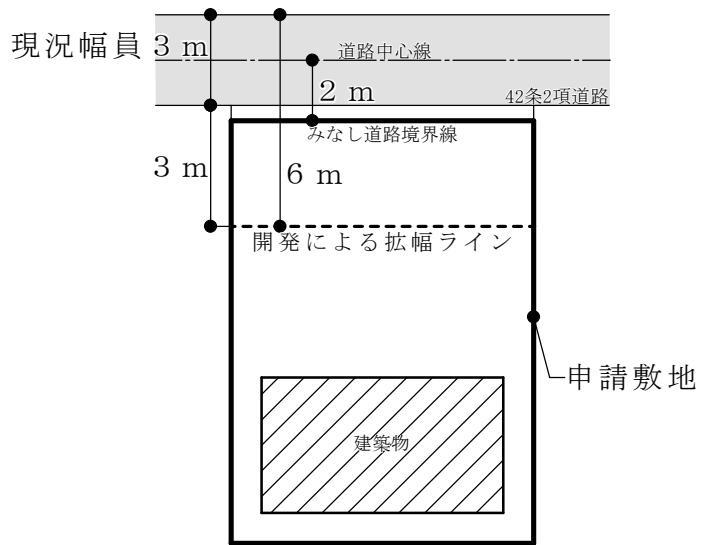
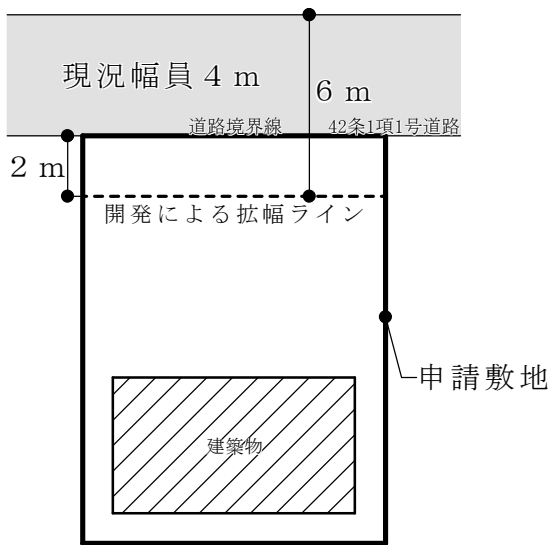
【開発行為により拡幅予定の道路の取扱いについて】

(建築基準法第42条第1項第2号)

都市計画法第29条（開発許可）によって既存道路を拡幅し、整備された道路は、都市計画法第36条第2項の規定に基づく検査済証（以下「開発検査済証」という。）の交付をもって、法第42条1項2号の規定による道路として取り扱う。

よって、開発検査済証の交付前に確認申請を提出された場合における敷地設定は、次のとおり取り扱うものとする。なお、開発検査済証が交付され、建築工事に着手する場合には、計画変更（敷地面積の減少）が必要であることを申し添える。

- (1) 法42条1項1号道路を開発行為により幅員6mに拡幅する場合
- (2) 法42条2項道路を開発行為により幅員6mに拡幅する場合



- (3) 法42条2項道路を開発行為により幅員4mに拡幅する場合

現況道路の中心線から2mの位置を「みなし道路境界線」とする。

《幅員4mとする場合に限り下図の方法でも可とする》

